

## 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定を締結しました

本日、横浜市と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施するため、「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」を締結しました。

### 1. 趣旨

大規模災害発災時には、非被災地からのサポートが重要です。このたび、一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークの広域物流網を活用した非被災地からの輸送支援、車両提供、荷役作業等の人的支援など、多岐にわたり協力いただけるよう、「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」を締結する運びとなりました。

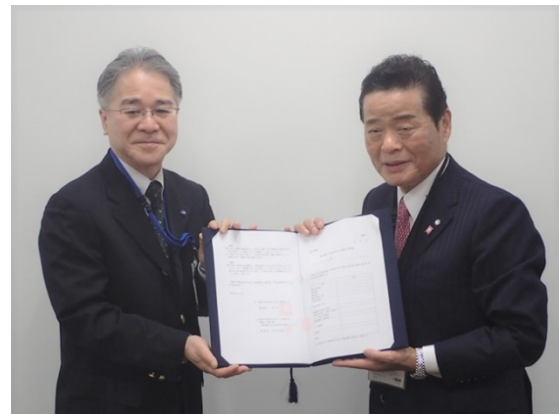
※一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、株式会社丸和運輸機関が中心となって中小の物流会社を支援するシステムとして設立された全国に広がる会員組織であり、運送会社の地位向上、社会貢献活動の実施を目的としています。

### 2. 協定締結日

令和3年3月9日（火）

### 3. 協定の概要

- (1) 物資等の輸送力の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物流機器の提供
- (4) 物資拠点の提供及び運営



左：高坂危機管理監 右：和佐見理事長

### 4. 協定締結式出席者

横浜市 高坂 哲也 危機管理監  
AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 和佐見 勝 理事長

### 5. 添付資料

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

#### 〈参考〉

・AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、九都県市では、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、さいたま市、千葉市と同様の協定を締結しています。

お問合せ先

総務局緊急対策課担当課長 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457

## 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができる。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

### （支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援その他の必要な支援に努めるものとする。

### （支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）物資等の輸送力の提供
- （2）荷役作業
- （3）物流機器の提供
- （4）物資拠点の提供及び運営

2 乙は、会員運送事業者に対して、物資の輸送・荷役等に関し必要な調整及び指示を行う。

3 乙は、前各項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を甲の下に派遣する。

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し、別紙1に定める「物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書」により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 甲は、原則として甲の指定する物資の配達場所において物資を確認の上、乙の会員運送事業者から当該物資の引渡しを受けるものとする。

（業務報告）

第7条 乙は、業務終了後、別紙2に定める「物資の輸送・荷役等に関する支援協力報告書」により、速やかに甲に業務内容を報告する。

（情報の共有）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（経費の負担）

第9条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、法令の定めがあるものを除くほか、国土交通省の認可料金等による、災害直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払い）

第10条 乙は、業務終了後、前条に定める経費について会員運送事業者の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(事故等)

第11条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を文書により報告し、甲と乙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間がない場合には、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）第36条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第13条 乙は、第3条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償は、乙と乙の会員事業者が協議の上、決定する。

3 乙が本協定に基づく業務の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(機密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第16条 本協定の改正は、甲と乙が協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第17条 本協定の運用等において新たに必要とされる事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(適用)

第18条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月9日

甲 横浜市中区本町六丁目50番地の10

横浜市長 林 文子

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

鉄鋼ビル本館5階

一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

理事長 和佐見勝

(第5条関連)

年 月 日

## 物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

様

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

事項	内容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
輸送物資量・品目	
荷役作業場所	
荷役作業量・品目	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第7条関連)

年 月 日

## 物資の輸送・荷役等に関する支援協力報告書

様

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第7条の規定に基づき、次のとおり業務内容を報告します。

事項	内容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
輸送物資量・品目	
荷役作業場所	
荷役作業量・品目	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管した物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。